

第2部 四国総合通信局の主要業務

◆電波監理部

- 電波利用環境課
- 監視調査課

◆防災対策室

◆信書便管理室

- 無線局の定期検査に民間能力を活用することにより、免許人の負担軽減等を可能とするために制度改正
 - ・ 登録検査等事業者制度（平成23年6月30日改正法施行）により、国に代わって民間による定期検査が可能
 - ・ 国は、制度の健全な運営を図るため、登録検査等事業者への積極的な立入検査を実施
 - ・ **四国の登録検査等事業者数 108者（令和5年3月現在）**

I 登録検査等事業者による無線局定期検査

- ① 国が免許人に定期検査の実施を通知
- ② 免許人が登録検査等事業者に検査依頼
- ③ 登録検査等事業者が無線局の定期検査を実施
- ④ 登録検査等事業者が免許人に検査結果証明書を交付
- ⑤ 免許人は国に検査結果証明書を添付して検査実施報告書を提出
- ⑥ 国は免許人に無線局定期検査省略を通知
- ⑦ 定期検査終了

II 国による登録検査等事業者への検査（通常・臨時立入検査）

- ① 国から登録検査等事業者に立入検査の実施通知
 - ② 国が登録検査等事業者に立入検査を実施
 - ③ 国は登録検査等事業者に立入検査結果を通知
 - ④ 立入検査終了
- ・ 国は、登録検査等事業者の検査等の業務の不適切な実施に関する疑いがあった場合は、臨時検査を実施。
 - ・ 国は、登録検査等事業者に対して、行政指導、報告の徴収、立入検査、適合命令、業務停止命令、登録の取消等の指導監督を実施。

四国管内の登録検査等事業者等検索

<https://www.tele.soumu.go.jp/nintei/SearchServlet?pageID=ns01>

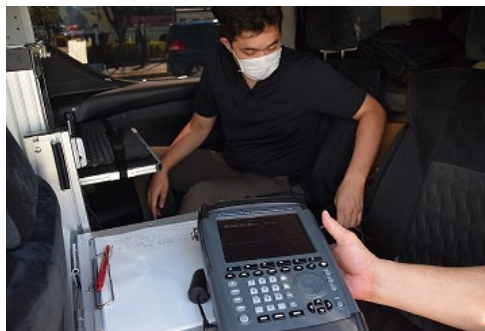
四国インターハイ2022における特別電波監視の実施

令和4年度全国高等学校総合体育大会（四国インターハイ2022）への秋篠宮皇嗣同妃両殿下の徳島来県に伴い、令和4年7月27日から2日間、特別電波監視を実施した。

空港周辺や総合開会式会場など主要な地域で不法無線局探索車(DEURAS-M)により移動監視を実施した。幸いにも混信妨害等の重大な事案は発生しなかった。



総合開会式会場(アスティとくしま)での監視の様子



広帯域受信機を用いた監視の様子



不法無線局探索車内での監視の様子



G7広島サミット(R5.5.19-21)での特別電波監視に向けた訓練の様子

最近実施した特別電波監視

- 両陛下被災地訪問
(平成30.9.20 愛媛県西予市)
- 第38回全国豊かな海づくり大会
(平成30.10.27～10.29 高知市)
- G20愛媛・松山労働雇用大臣会合
(令和1.9.1～9.2 松山市)
- 東京2020オリンピック・パラリンピック
(令和3.7.21～8.8、令和3.8.23～9.5 東京都)

DEURASシステムによる定常監視

- DEURAS-Dを活用した固定監視やDEURAS-Mを活用した移動監視により、日本では免許にならない外国規格の無線機や不法市民ラジオから発射される電波を受信して、探査及び所在確認を実施し、捜査関係機関への告発や行政指導により、それらの無線局を排除している。
- 令和4年度の実施状況(※令和5年2月末現在)
 - ・管内で開催された阿波踊りなど主要なイベントにおいて外国規格の無線機からの電波発射の調査を実施。
 - ・違法にアマチュア無線局を運用していた4者及び免許を受けずに簡易無線局を運用していた1者に対して行政指導を実施。
 - ・違法な運用を行っていたアマチュア局32件に対して、規正用無線局による指導を実施。



DEURAS-Dによる固定監視の様子

JARLと連携し電波により指導

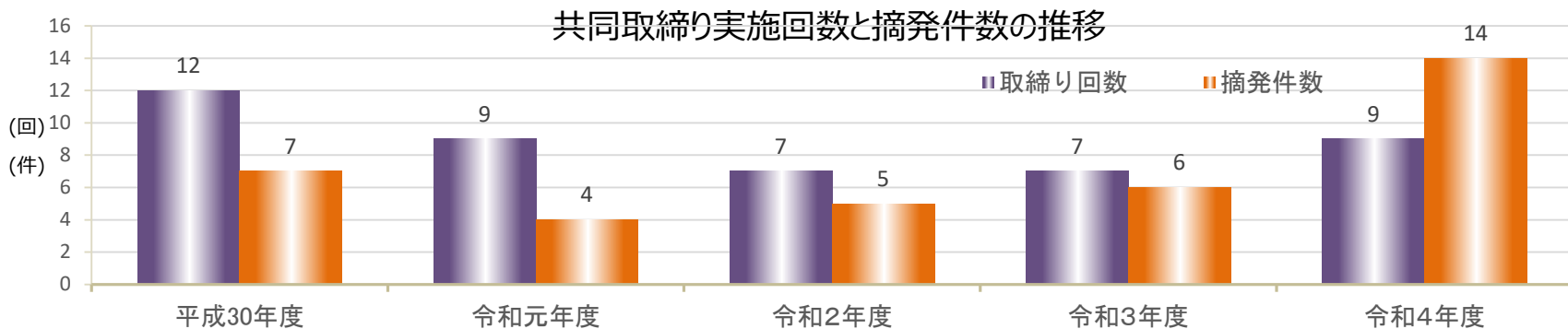
- 四国総合通信局が運用する規正用無線局と一般社団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)が運用するガイダンス局が連携して、無線局の正しい運用を促す目的で、アマチュア無線局用に割り当てられた周波数の使用区別を守らない局、運用に際して呼出符号を送出しない局に対して、電波で注意喚起のメッセージを送出し、指導を実施している。
- 令和4年度の実施状況
 - ・東温市及び高知市において連携運用を実施。

JARL高知県支部との連携運用の様子
(令和4年10月)

- 電波利用秩序を維持しクリーンな電波利用環境を確保するため、捜査機関(警察署及び海上保安部)と共同で、不法アマチュア無線、不法市民ラジオ等の取締りを実施している。
 - ・ 令和4年度は9捜査機関と共同取締りを実施し、不法無線局を開設していた14者を摘発した。

令和4年度共同取締り実施状況

県	捜査機関	実施回数	摘発した無線局の種類・件数
徳島県内	警察署	1回	
	海上保安部	1回	不法漁業用無線1件、不法アマチュア無線1件
香川県内	警察署	0回	※雨天により中止
	海上保安部	1回	不法アマチュア無線1件
愛媛県内	警察署	1回	
	海上保安部	2回	不法漁業用無線4件、不法レーダー2件
高知県内	警察署	1回	不法アマチュア無線1件
	海上保安部	2回	不法漁業用無線及び不法アマチュア無線1件、不法レーダー1件 不法レーダー及び不法アマチュア無線1件、不法漁業用無線1件



- 平成15年4月1日に郵政事業の公社化に併せて、「民間事業者による信書の送達に関する法律（「信書便法」）が施行され、従来、国の独占とされてきた信書の送達の事業への民間事業者の参入が認められた。
- 信書便事業には、全国全面参入型の「一般信書便事業」と、3つの役務の選択肢がある特定サービス型の「特定信書便事業」の2つの類型に分けられる。

<一般信書便事業>

長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から、原則3日以内に送達する役務

<特定信書便事業>

- ・1号役務:長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、または重量が4kgを超える信書便物を送達する役務(大型信書便役務)

<サービス導入例>

市役所の本庁・支所等間の公文書集配業務を委託

- ・2号役務:信書便物が差し出された時から、3時間以内に信書便物を送達する役務(3時間役務)

<サービス導入例>

急ぎの請求書、見積書など信書便物の送達にバイク便や自転車便を利用

- ・3号役務:その料金の額が800円を超える信書便物を送達する役務(高付加価値役務)

<サービス導入例>

インターネット等で受け付けたメッセージ(通信文)をメッセージカード(信書便物)として配達